1　処分をした年月日　平成22年５月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジャパンテクノメイト　濵之上　純　三重県津市雲出伊倉津町字十四割1187　国土交通大臣許可(般―21)第23341号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年６月 11 日
中国地方整備局長　福田　　功
1　処分をした年月日　平成22年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社御崎組　尾崎　光生　岡山県岡山市南区南輝３―19―26　国土交通大臣許可（般―18）第14954号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年６月 11 日
中国地方整備局長　福田　　功
1　処分をした年月日　平成22年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　光葉工業株式会社　瀧井　英二　鳥取県米子市蚊屋247番地12　国土交通大臣許可（特―18）第13124号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年６月 11 日
中国地方整備局長　福田　　功
1　処分をした年月日　平成22年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大昌工芸株式会社　古田　裕三　広島県広島市西区小河内町２―15―２　国土交通大臣許可（特―19）第11590号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第１８１号
北海道小樽市住ノ江１丁目４番１号
申立人　中嶋　秀夫
本籍北海道小樽市潮見台１丁目９番地、最後の住所北海道小樽市オタモイ１丁目33番６号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日平成21年８月11日頃から20日頃までの間、出生の場所北海道小樽市量徳町１番地、出生年月日昭和33年９月27日、職業不明
被相続人　亡　小川　孝之
催告期間満了日　平成22年12月20日
札幌家庭裁判所小樽支部

平成２２年（家）第５９号
北海道稚内市末広５丁目５番１―204号
申立人　相続財産管理人　竹谷　栄子
本籍北海道稚内市宝来１丁目246番地、最後の住所北海道稚内市緑３丁目５番19号、死亡の場所北海道稚内市、死亡年月日平成20年２月５日、出生の場所北海道宗谷郡稚内町、出生年月日昭和９年12月８日、職業不詳
被相続人　亡　原　　清
催告期間満了日　平成23年１月31日
旭川家庭裁判所稚内支部

平成２２年（家）第９１１３７号
東京都八王子市めじろ台４丁目32番地の７
申立人　番場　弘文
本籍東京都港区浜松町２丁目５番地１、最後の住所東京都東村山市秋津町４丁目１番地16、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日平成21年８月25日、出生の場所東京府八王子市、出生年月日大正10年７月27日、職業無職
被相続人　亡　金子奈雅子
催告期間満了日　平成22年12月20日
東京家庭裁判所立川支部

平成２２年（家）第２４５号
京都市北区上賀茂神山240番地２
申立人　中村　善人
本籍京都府船井郡京丹波町水原前垣内28番地、最後の住所京都府亀岡市大井町並河２丁目15番10号、死亡の場所京都府亀岡市、死亡年月日平成21年２月16日、出生の場所兵庫県武庫郡六甲村、出生年月日大正12年１月22日、職業無職
被相続人　亡　谷垣　　茂
催告期間満了日　平成23年２月15日
京都家庭裁判所園部支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（へ）第４号
兵庫県神戸市兵庫区門口町１番20号
申立人　株式会社ツダ
代表者代表取締役　天王寺道子
権利を争う旨の申述の終期　平成22年９月24日
平成22年５月24日　　堺簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＡ57145
金額　2,450,000円
支払期日　平成22年３月10日
支払地　大阪府堺市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行堺支店
振出日　平成21年11月10日
振出地　大阪府堺市
振出人　株式会社キョーシン　代表取締役　重光　満広
受取人　株式会社日本システム
第一裏書人　株式会社日本システム　代表取締役　谷口　末廣
第一被裏書人　白地
第二裏書人　外谷技建工業株式会社　代表取締役　外谷　　等
第二被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２号
大分県豊後大野市千歳町長峰2363番地１
申立人　株式会社丸秀工業
代表者代表取締役　岩切　秀人
権利を争う旨の申述の終期　平成22年９月24日
平成22年５月24日　　大分簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｂ14409
金額　467,250円
支払期日　平成22年６月30日
支払地　大分市
支払場所　株式会社豊和銀行戸次支店
振出日　平成22年２月15日
振出地　大分市
振出人　株式会社池永セメント工業所　代表者　代表取締役　池永亀一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人